

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		再生資源物の屋外保管事業場の使用前検査
根拠条例・規則等名		さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例
条 項		第9条第3項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項、第10条第1項及び第2項、第15条第1項及び第2項並びにさいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則第15条、第20条第1項から第4項、第21条第1項及び第2項、第22条、第23条、第24条の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため。
	設定等年月日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	令和6年2月1日設定
備 考		